

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

去る1月末に県議会米軍基地関係特別委員会は、第353特殊作戦群所属のMC130J特殊作戦機による慶良間諸島周辺上空での低空飛行訓練に対して、住宅地域上空での飛行訓練の中止及び日米地位協定の抜本的な改定を求める委員長声明を発出し、沖縄防衛局はじめ関係機関に強く要請した。

この要請に対し、関係機関から「米軍に対して、航空機の運用に当たっては、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるように申し入れを行っている。引き続き米側と連携を図りながら、今後とも安全面に最大限の配慮を求めて、地元の皆様に与える影響が極力小さくなるように求めてまいりたい。」との説明がなされたところである。

しかしながら、マスコミ報道によると2月4日には再び同型機と見られる航空機が、米軍の訓練空域ではない国頭村辺戸岬周辺の上空をかなりの低空で飛行していることが確認されており、平穏な生活を乱す米軍航空機の低空飛行に対し、県民の不安と懸念は一層強まっている。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍航空機による低空飛行を即時中止すること。
- 2 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月16日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て